

# 保険・年金 フォーカス

## EIOPA がソルベンシー II の 2020 年 レビューに関する CP を公表 (14) —グループ監督—

常務取締役 保険研究部 研究理事  
ヘルスケアリサーチセンター長 中村 亮一  
TEL: (03)3512-1777 E-mail: [nryoichi@nli-research.co.jp](mailto:nryoichi@nli-research.co.jp)

### 1—はじめに

ソルベンシー II に関しては、レビューの第 2 段階として、ソルベンシー II の枠組みの見直しが 2021 年までに行われる予定となっており、その検討が既にスタートしている。欧州委員会は、EIOPA (欧州保険年金監督局) に対して、2019 年 2 月 11 日に指令 2009/138/EC2 (ソルベンシー II) のレビューに関する助言要請<sup>1</sup>を行った。これを受けて、EIOPA が検討を進めていたが、2019 年 10 月 15 日に、ソルベンシー II の 2020 年レビューにおける技術的助言に関するコンサルテーション・ペーパー (以下、「今回の CP」という) を公表<sup>2</sup>した。

これまで [11 回のレポート](#) で、今回の CP の具体的内容について報告してきており、[前回のレポート](#) では、「比例性」に関する項目について、報告した。

今回のレポートでは、「グループ監督」に関する項目について、欧州委員会からの助言要請、問題の特定及び EIOPA の助言内容を中心に報告する。

### 2—「グループ監督」に関する全体像

「グループ監督」に関するトピックは、ソルベンシー II フレームワークの全ての主要な柱を含む幅広いトピックを取り扱っているため、まずはここではその全体像を報告する。

#### 1 | 欧州委員会からの助言要請

この項目に関する欧州委員会からの助言要請の内容は、以下の通りである。

<sup>1</sup> [https://eiopa.europa.eu/Publications/Requests%20for%20advice/RH\\_SRAnnex%20-%20CfA%202020%20SII%20review.pdf](https://eiopa.europa.eu/Publications/Requests%20for%20advice/RH_SRAnnex%20-%20CfA%202020%20SII%20review.pdf)

<sup>2</sup> EIOPA による公表  
<https://eiopa.europa.eu/Pages/News/EIOPA-consults-on-technical-advice-for-the-2020-review-of-Solvency-II.aspx>  
協議ペーパー  
[https://eiopa.europa.eu/Publications/Consultations/EIOPA-BoS-19-465\\_CP\\_Opinion\\_2020\\_review.pdf](https://eiopa.europa.eu/Publications/Consultations/EIOPA-BoS-19-465_CP_Opinion_2020_review.pdf)

### 3.14. グループ監督

EIOPA は、2018 年 12 月 19 日に公表された再保険会社のグループ監督及び資本管理に関する報告書で特定された主要な問題点がどのように是正されるかについて助言を求められる。特に、EIOPA は以下の項目に焦点を当てるよう求められる。

- ・親会社が同等でない第三国に所在する場合の監督権限を含むグループ監督の適用範囲とグループ内取引の監督
- ・方法 1、方法 2 又は方法の組合せが使用される場合の、自己資本の要件及び指令 2002/87/EC（以下「FICOD」）との相互作用を含むグループソルベンシーの計算を支配する規則
- ・グループ内で許容される分散効果の水準への影響を含む、最小連結グループソルベンシー資本要件の計算を管理する規則の適切性
- ・グループレベルでのガバナンス要件の適用に関する不確実性やギャップ

## 2 | 関連法規

グループに適用されるソルベンシー II の枠組みの関連規定は、本レビューの文脈において、特に以下のように考察される。

1. ソルベンシー II 指令 グループ内の保険及び再保険会社の監督に関する条項(第 212 条から第 266 条まで)
2. 保険グループに適用されるソルベンシー II 委任規制 (第 328 条から第 342 条まで)
3. EIOPA-BoS-14/ 181 EIOPA のグループソルベンシーに関するガイドライン (2014)
4. EIOPA-BoS 15/ 201 同等性の文脈におけるグループソルベンシー計算に関する EIOPA の意見書 (2015 年 9 月 25 日)
5. EIOPA\_BoS\_16\_008 グループソルベンシー計算への方法の組み合わせの適用に関する意見書 (2016 年 1 月 27 日)
6. EIOPA17-648 ソルベンシー II 指令に基づくグループ監督の適用に関する欧州委員会への報告書 (2017 年 12 月 22 日)

## 3 | グループ監督の見直し範囲

以下の説明において、以下の用語が使用される。

OF=自己資本、OFS=その他の金融セクター、EOF=適格自己資本、IHC=保険持株会社

MFHC=混和金融持株会社、MAIHC=混合活動保険持株会社

EPIFP=将来の保険料に含まれる期待利益

ASU=補助サービス会社、SPV=特定目的ビークル、IGT=グループ内取引、RC=リスク集中

欧州委員会は、グループ監督の見直しの範囲について助言を求めている。そのような範囲は本質的に広く、助言では 3 つの主要なセクションに分類される。

- i. グループ監督問題、IGTs、RCs の適用範囲
- ii. グループソルベンシー（自己資本要件を含む）、指令 2002/87/EC「FICOD」との相互作用の計算方法を支配する規則。

iii.最小連結グループ SCR（分散効果の水準への影響を含む）の計算を管理するルール

iv.グループレベルでのガバナンス要件

#### 4 | グループ監督の政策課題とオプションの概要

セクション	政策課題	オプション
グループ監督の適用範囲:グループ内取引・リスク集中の管理;その他		
グループ監督の適用範囲		
9.3.1 支配的影響力の問題を含むグループの定義、グループ監督の範囲	1.ソルベンシーⅡ指令第212条のグループの定義および「協調して行動する」、「集中調整」、支配的な影響力の特定の概念に関する。支配の定義と姉妹会社に関する明確性の欠如	1.1. 変更なし 1.2ソルベンシーⅡフレームワークの下でのグループの定義を修正し、監督権限に基づいて事実上のグループを形成する会社を把握するとともに、ソルベンシーⅡ指令第212条の他の要素を明確にする。
	2.水平グループの場合又はEEAに複数のエンリポイントがある場合は第213条の下でのグループ監督の適用を促進する必要がある。	2.1. 変更なし 2.2 NSAsに、グループの監督を行使する目的でグループに再構築を要求する権限を提供する。
	3.グループの範囲をサポートする特定の定義を明確にする必要がある。	3.1. 変更なし 3.2既存のグループの範囲を確保するために、子会社、親会社、管理、参加およびグループの定義を明確にする。
9.3.2 保険持株会社の定義 保険持株会社及び混合金融持株会社に関するその他の課題	1. IHCの定義における「排他的または主に」の意味の明確性の欠如	1.1.変更なし 1.2 ソルベンシーⅡ指令第212条第2項(f)に含まれるIHCの定義で使用される「排他的」または「主に」という用語を明確にする。
	2ソルベンシーⅡ指令第214条第1項: 保険持株会社と混合金融持株会社に対する権限	2.1. 変更なし 2.2 ソルベンシーⅡ指令第214条第1項を修正して、グループ監督者が効果的なグループの監督を確保するための一定の権限 及びそのような会社に対する法的強制力を持つことを許可する。
9.3.3.グループ監督からの除外	1. (i) グループ監督の完全な欠如につながる保有の排除、(ii)グループ構造の下位/中レベルでのグループ監督の適用につながる持株会社の除外、のようなケースにつながる、ソルベンシーⅡ指令第214条に基づくグループの範囲からの会社の除外に関する様々な慣行	1.1.変更なし 1.2グループからの除外に関してソルベンシーⅡ指令に全体的な原則を導入し、例外的なケース及び潜在的な資本救済のケースが適切に正当化、文書化、及び監視され、決定における全ての関係者もプロセスに関与することを確実にする。
	2.第214条第2項(b)に規定されているグループ監督の目的の達成に関する「無視できる利害」についての更なる明確化	2.1.変更なし 2.2「無視できる利害」を評価する目的で考慮される基準を提供する。

グループ内取引(IGTs)及びリスク集中(RCs)の監督		
9.3.4. IGTs及びRCsの監督	1. ソルベンシー II 指令第13条第19項で提供されているIGTsの現在の定義は、保険持株会社(IHC、MAIHC又はMFHC)及びIGTsの可能な相手方の1つとしての第三国(再)保険会社への言及を明示的に含んでいない。	1.1. 変更なし 1.2 少なくとも持株会社(IHC、MFHC、MAIHC)及び第三国(再)保険会社を可能な取引の相手方として含めるために、ソルベンシー II 指令第13条第19項の文言を修正する。 1.3 グループ内の全ての会社(つまり、補助サービスなど)の間の取引に対するIGT定義を拡大する。
	2. IGTs及びRCsの臨界値の適用における一貫性及びソルベンシー II 指令第244条第3項に従ってこれらの臨界値を設定するための基礎の欠如	2.1. 変更なし 2.2 グループ監督者が必要と判断したIGTs及びRCs報告の臨界値を設定する目的で、追加の基準を導入できるように、第244条第3項を修正する。
第三国との問題		
9.3.5 ソルベンシー II 指令第262条 - 明確化	1. ソルベンシー II 指令第262条の適用をさらに明確にする必要がある。	1.1. 変更なし 1.2 既存のEUの構造と「その他の方法」の使用目的に応じて、EU持株会社設立の状況を明確にする。
	2. ソルベンシー II 指令の第213条と第262条の間の一貫性を確保するとともに、「その他の方法」の使用に関する期待を正確に述べる。	2.1. 変更なし 2.2. ソルベンシー II 指令の第213条及び第262条の間の一貫性を明確かつ確実にし、指令第262条の下で適用可能なソルベンシー II 指令の「その他の方法」の目的を明確に概説する。
グループソルベンシー(自己資本要件を含む)の計算方法を管理する規則方法		
方法1-グループソルベンシーの計算		
9.3.6. 保険持株会社(IHC)、混合金融持株会社(MFHC)の取扱	1. グループソルベンシー、特にそのような会社の想定SCR及びOFsの計算の目的で、IHC及びMFHCを取り扱う方法を明確にする必要がある。	1.1. 変更なし 1.2 中間のIHC及びMFHCの想定SCRはゼロに等しいと述べる。
		1.3. 第三国を含む親及び中間IHC及びMFHCの両方に対する想定SCRの規定を明確に含める。
9.3.7. ソルベンシー II 指令の第229条-代替手法	1. 特にソルベンシー II 計算を課すことが面倒または不可能な場合、ソルベンシー II 指令第229条の適用における明確性と一貫性の欠如	1.1. 変更なし 1.2 ソルベンシー II 計算が不可能な会社及び重要でない会社については、自己資本の計算及びグループSCRの計算に明確な方法論を導入する。簡素化の使用は、グループ監督者による承認を条件とする必要がある。このような簡素化された方法論は、自己資本に上限を設けた持分法を支持する可能性がある。

方法2-グループソルベンシーの計算		
9.3.8方法2の範囲(排他的又は方法1と組み合わせて使用する場合)	1.方法(全ての方法で同じ範囲の会社)及びEEA全体で一貫した取扱を確保するために、方法2に含まれる会社の範囲とその取扱を明確にする必要がある。	1.1.変更なし 1.2方法2に含まれる会社の範囲及びその取扱いを明確にする。
9.3.9部分的内部モデル(PIM)及び統合手法	1.十分な適切性を確保するためのグループレベルでの部分的内部モデルへの統合手法の適用に関するソルベンシーIIフレームワークの規定の欠如	1.1.変更なし 1.2一般に、委任規則第239条のリスクの統合手法をグループに変換する準用方法はないことを明確にすることにより、適切性を実証するための要件を導入するが、適切性の実証は委任規則第229条第4項と同様に必要である。また、委任規則第328条と第343条の要件間の明示的なリンクを確立する必要がある。
方法の組み合わせ-グループソルベンシーの計算		
9.3.10方法の組み合わせを使用する場合のグループSCR計算	1.方法の組み合わせの下でグループSCRのリスクを適切にカバーすることを保証する原則の明確化の必要性。これは特に、株式、集中、通貨リスクに関係する。	1.1.変更なし 1.2二重のカウントを行わず、重大なリスクを排除しないという原則を導入する(代替案又は適切に組み合わせて使用されるDRの第328条又は第335条及び第336条の修正に基づくアプローチ)
9.3.11グループソルベンシー方法の組み合わせを使用する場合の適用	1.ソルベンシーII指令第233条の明確化の必要性は、方法2(排他的又は方法1と組み合わせて使用される場合)が単一の会社に適用されることを明示的に述べている。	1.1.変更なし 1.2方法2(排他的に、又は方法1と組み合わせて使用される場合)が単一の会社に適用されることを示す。また、ソルベンシーII指令の第220条、第227条、第234条及び第235条を修正して、このセクションの助言された変更を参照することを勧告する。
グループの自己資本要件		
9.3.12. 自己資本の分類	1.委任規則第330条第1項(d)の明確化の必要性と、委任規則第71、73及び77条に概説されている基準がグループレベルで満たされているかどうかの評価	1.1.変更なし 1.2 委任規則第330条第1項(d)を削除すると、第331条～第333条又は委任規則(第71/73/77条への参照を含む)に準拠しない自己資本項目(方法2に基づく)が、グループレベルで引き続き利用可能と見なされることが回避される。
	2.リサイタル127の目的とグループへの効果的な適用を含める。	2.1.変更なし 2.2グループのEEA関連の(再)保険会社の清算状況がある場合に、自己資本項目の返済/償還の停止を提供するのに十分であることを明確に示すために、リサイタル127の目的を示す原則を含める。 2.3オプション2に似ているが、適用は最終的な親(再)保険会社に拡張される。

9.3.13. 自己資本の利用可能性評価 (DR第330条)	1.グループSCRへの単独の貢献をカバーするための自己資本項目の包含(委任規則第330条第5項)	1.1.変更なし 1.2.グループSCRへの単独の貢献をカバーする利用不能な自己資本の質を考慮に入れた原則ベースのアプローチを導入する。
	2. 分散化されたSCR に考慮される全ての会社の包含を明確にする必要がある。	2.1.変更なし 2.2.分散化されたSCRに考慮される全ての会社の包含を明確にする。
	3.グループレベルでの利用可能性評価に基づく調整準備金内の特定の項目の利用可能性を明確にする必要がある(DR第330条第3項): 技術的準備金と金利に関する移行措置の利点	3.1.変更なし 3.2.技術的準備金と金利に関する移行措置の利益は、DRの第330条第3項の意味の範囲内で、デフォルトでは利用できないと想定されていることを明確にする。
	4.グループレベルでの可用性評価に基づいて調整準備金内の特定の項目の可用性を明確にする必要がある(委任規則第330条第3項): EPIFP	4.1.変更なし 4.2 EPIFPは、委任規則第330条第3項の意味の範囲内で、デフォルトでは利用できないと想定されていることを明確にする。
9.3.14. 少数株主持分	1.規制レベルで少数株主持分を計算するための明確な定義とアプローチの必要性	1.1.変更なし 1.2. ソルベンシー II の少数株主持分の定義と、その計算のために従うべきアプローチをさらに明確にする。
グループ内で許可される可能性がある分散効果のレベルへの影響を含む、最小連結グループSCRの計算		
9.3.15. 最小連結グループSCR	1.最小連結グループSCRに含まれる会社範囲の明確性と整合性の欠如	1.1.最小連結グループSCR計算に含まれる範囲の会社に変更なし 1.2. グループのソルベンシーに関するEIOPAガイドラインの現在のガイドライン21b)を明示的な法律条項にアップグレードし、IHC及びMFHCの範囲を拡張する。想定MCRは想定SCRの35%(コリドー25%-45%の中央値)に等しい。
	2.最小連結グループSCRの計算方法の変更	2.1.計算方法論に変更なし 2.2.最小連結グループSCRの計算方法を変更する。

ソルベンシー II 及び指令2002/87/EC (FICOD) との相互作用及びその他の金融セクターで確認されたその他の問題

9.3.16. 他の金融セクター (OFS) の包含	1. OFSの会社をソルベンシーIIに含めることに関する明確性の欠如	1.1. 変更なし 1.2 委任規則第329条は、使用方法に関係なく、グループのソルベンシー計算にOFSエンティティを含めることに適用できることを明確にする。
	2. OFSの自己資本を関連するソルベンシーII階層に割り当てる際の明確性の欠如	2.1. 変更なし 2.2 グループソルベンシーの計算にこれらを含める場合、OFSから関連するソルベンシーII階層への自己資本の割り当てはない。 2.3 OFSから明確かつ特定された自己資本項目を、実行可能で重要な関連ソルベンシーII階層に割り当てる。
	3. OFS自己資本の可用性評価に関する明確性の欠如	3.1. 変更なし 3.2 OFSからの自己資本に対して利用可能性評価を行わないことを明確にする。 3.3 セクター別の資本要件を超えるOFS自己資本がグループレベルで利用可能であることを保証するために、OFS自己資本の利用可能性評価が必要であることを明確にする。
	4. OFSエンティティがグループを形成する場合、セクター別規則の対象となる自己資本及び資本要件の包含に関する明確性の欠如	4.1. 変更なし 4.2 OFSエンティティがグループを形成する場合、グループソルベンシーの計算では、セクター規則に従って計算されたグループ自己資本とグループ資本要件を使用する必要があることを明確にする。
	5. 信用機関、投資会社及び金融機関からの資本要件を含めることに関する明確性の欠如	5.1. 変更なし 5.2 Q & A 1344への回答、つまり、FICODによる補足的な自己資本の計算と同じように、ソルベンシーIIの計算でバッファとアドオンを含む同じ資本要件を使用する必要があるということ、を規制に含める。
	9.3.17. ソルベンシーII指令第228条の適用	1. ソルベンシーII指令第228条に関する明確性の欠如及びソルベンシーIIフレームワークの他の条文との相互作用
ガバナンス要件-グループレベルでのガバナンス要件の適用に関する不確実性又はギャップ		
9.3.18. ソルベンシーII指令第40条(グループに対するAMSBの定義)の適用: 及びソルベンシーII指令第246条に基づく準用	1. グループガバナンス要件の第246条に規定されている準用原則の適用に関する明確性の欠如	1.1. 変更なし 1.2 グループレベルでのソルベンシーII指令第40条の適用を拡大し、ソルベンシーII指令第246条を修正

### 3—「グループ監督」に関する助言内容

ここでは、「グループ監督」に関する助言内容について、「2. 4 | グループ監督の政策課題とオプションの概要」の項目に沿って、報告する。

#### 1 | グループ監督の適用範囲

##### 1-1. 支配的影響力の問題を含むグループの定義：グループ監督の範囲

###### 政策課題 1：ソルベンシー II 指令第 212 条とグループの特定

ソルベンシー II 指令第 212 条を改正し、監督当局が、会社を、監督当局の見解では、(必ずしも契約に基づいているわけではない) 一体的に効果的に管理されている相互に関連した会社とみなすことができるようにすることが勧告される。

第 212 条第 1 項(c) (ii)の意味における支配的影響力の行使は、必ずしも本条第 2 項の意味における支配的影響力の行使と同じ基準を満たすものではない。

規制の枠組みには、第 212 条第 1 項(c) (ii)における定義を含めるべきである。また、会社が相互にリンクしている場合を考慮するための基準を規定する枠組みも必要である。この点に関し、会社が相互にリンクしている場合には、規制上の枠組みは、グループの監督要件に責任を負う会社を決定するために使用されなければならない基準も規定すべきである。

###### 政策課題 2：ソルベンシー II 指令第 213 条とグループ監督の適用

監督当局は、特にグループ監督が適用されない場合に、関連する NSA が監督される会社にグループ監督を行使できるような方法で構築することを要求する権限を有することが推奨される。EU レベルでこのような権限を一貫して行使するためには、国境を越えたグループの場合、プロセスの一環として、関係する他の監督当局及び EIOPA と協議すべきである。この枠組みの中で、NSA は、EU の持ち株会社の設立 (ソルベンシー II 指令第 262 条で認められている可能性と同様)、又は第 212 条第 1 項 c(ii)に規定されているような集中的な調整と支配力を行使する会社の設立を要求することを認めるべきである。

###### 政策課題 3：グループの範囲

EIOPA は、既存のグループの範囲を確保するために、子会社、親会社、管理、参加、グループの定義を明確にするよう助言する。これには次のものが含まれる。

- ・第 212 条第 1 項第 1 号及び第 3 号ハの(ii)が相互に排他的でないことを明らかにすること
- ・支配的な影響力を行使する会社の子会社及び参加が、支配的影響力を行使する会社と同一のグループの範囲内にあることを明らかにすること
- ・特殊な会社が支配的影響力を有する会社が、これらの共同子会社及び共同参加を保有する場合には、当該共同子会社及び共同参加について支配力及び所有割合を合算できることを明らかにすること
- ・指令 83/349/EEC の第 12 条 第 1 項に定める関係によって他と連結されている会社によって定義されるグループの場合には、これらの連結された各会社の子会社及び参加もグループの一部であることを明確にすること



## 1-2. 保険持株会社の定義と保険持株会社及び混合金融持株会社に関するその他の課題

### 政策課題 1：持株会社の定義

欧州委員会は、「排他的」又は「IHCの定義で主に使用されている」という用語に関する第212条第2項(f)を、持株会社又はグループの貸借対照表の50%以上、又は各国監督当局が関連するとみなすその他の指標（たとえば、ソルベンシー資本要件、資本、人員など）は、保険セクター（第三国の（再）保険会社を含む）から派生している状況を指すと理解されるように、さらに明確にすべきである。

### 政策課題 2：ソルベンシー II 指令第 214 条第 1 項と保有に対する権限

ソルベンシー II 指令第 214 条第 1 項の文言を修正し、グループの保険持株会社又は混合金融持株会社に対する監督と執行を認めるとともに、グループ内の持株レベル又はその他のレベルでのグループ監督を可能にする構造的組織を要請することが推奨される。

また、グループ監督当局は、そのような持株会社に対して適用され、執行される適切かつ実効的な監督権限を有することが推奨される。可能な執行措置及び監督当局に付与される権限の一覧表には、少なくとも次の 1 つを含めるべきである。

- ・ 保険持株会社又は混合金融持株会社の保有する子会社である保険又は再保険会社に係る株式に係る議決権の行使の停止
- ・ 保険持株会社、混合金融持株会社又は当該持株会社の AMBS に対する差止命令又はペナルティの発行
- ・ 保険持株会社又は混合金融持株会社に対し、その子会社である保険又は再保険会社への参加を株主に移転することを指示し、又は指示する。
- ・ ソルベンシー II 指令第 218 条から第 246 条までに定める要件の遵守を確保する責任を負う他の保険持株会社、混合金融持株会社、グループ内の保険又は再保険会社を一時的に指定する。
- ・ 株主に対する配当又は利息の支払の制限又は禁止
- ・ 保険持株会社又は混合金融持株会社に、保険会社、再保険会社又は他の金融セクターの会社を売却するか、持分を減らすことを要求する。
- ・ 保険持株会社又は混合金融持株会社に対して、遅滞無く遵守を回復するための計画を提出することを義務付ける。

## 1-3. ソルベンシー II 指令第 214 条第 2 項—グループ監督からの除外

### 政策課題 1：グループ内の下位／中間レベルでのグループ監督の完全な欠如やグループ監督の適用をもたらす可能性のある、グループの範囲から会社を除外することに関連する異なる実務

ソルベンシー II の枠組みにおいては、例外的なケースが適切に正当化され、文書化され、監視され、決定に関わる全ての関係者（EIOPA を含む）がそのプロセスに関与することを確保するために、グループ監督の除外に関する全体的な原則を導入することが推奨される。

「グループ監督当局は、除外される会社がグループにもたらす性質、規模及びリスクを考慮しつつ、グループ監督からの除外を慎重に検討すべきである。グループ監督当局は、そのような決定がグルー

ブ監督の完全な欠如をもたらす場合には、1つ又は複数の会社をグループ監督の対象から除外すべきではないが、除外すべきではない。非常に例外的で正当な場合には、グループ監督の免除は、EIOPA及び関連する所管当局と協議した後に認められることがあり、継続的なモニタリングを受けるべきである。グループ監督当局は、それぞれのケースを独自に評価する際には、最高保有者／最終親会社／主要株式保有者をグループ監督の範囲から除外し、中間的なレベルでグループ監督を適用するという監督上の決定が、グループのソルベンシー・ポジションへの潜在的な影響や、グループが直面する、あるいは直面する可能性のあるリスクの完全な概観を慎重に考慮していることを確実にすべきである。」

## 政策課題 2 : (第 214 条第 2 項(b) に規定されている) グループ監督の目的の達成に関する「無視できる利害」の更なる明確化

グループ監督の目的に関する「無視できる利害」の基準の考慮は、(ソルベンシー II 指令第 214 条第 2 項 (b) に規定されているように、少なくとも以下の基準を考慮する必要がある : グループの規模と比較した場合の潜在的な除外対象企業の規模、グループソルベンシーへの潜在的な影響、関連会社 (子会社を除く) が子会社として別のグループにも属し、他のグループに対して行われるグループ監督の範囲に含まれるかどうか、グループの監督に含まれることで、グループに関する追加の貴重な情報を受け取ることにつながるかどうか (たとえば、規制される関連会社であるが子会社ではない)。

### 1-4. グループ内取引 (IGTs) 及びリスク集中 (RCs) の監督

#### 政策課題 1 : IGTs の定義

EIOPA は欧州委員会に対し、少なくとも (再) 保険会社、第三国 (再) 保険会社、保険持株会社、混合金融持株会社及び混合活動保険持株会社が、直接又は間接に、同一グループ内の他の会社、又は密接な関係により当該グループ内の会社に関連する自然人若しくは法人に依存する取引を、義務の履行のため、契約の有無にかかわらず、また支払のためであるか否かにかかわらず、含めるために、ソルベンシー II 指令第 13 条第 19 項を改正するよう勧告する。

この枠組みの中で、NSAs は、監督上のニーズに基づき、更なる種類のカウンターパーティを報告する IGT の範囲に含めることが認められる。例えば、銀行が保険会社の親会社であり、MAIHC であるか否かの分類とは独立している場合、グループ監督当局は、保険会社とその銀行との間のグループ内取引について追加報告を要求することができる。

#### 政策課題 2 : IGTs と RCs の臨界値

ソルベンシー II 指令第 244 条 第 3 項は、グループ監督者が必要と考える IGTs 及び RCs 報告の臨界値を設定する目的で、SCR 及び/又は技術的準備金に対して、適格自己資本又は定性的基準などの追加的基準の導入を認める観点から修正されることが望ましい。

### 2 | 第三国との問題

#### 2. 1. ソルベンシー II 指令第 262 条明確化

#### 政策課題 1 : ソルベンシー II 指令第 262 条の明確化が必要

欧州委員会は、第 262 条第 1 項の現行の文言を維持し、その際に、EEA（欧州経済領域）グループ監督者に対し、最終的な非同等の第三国グループのレベルでソルベンシー II グループ監督を適用するか、「他の方法」を適用するかのいずれかの選択肢を引き続き提供すべきである。

欧州委員会は、第 262 条第 2 項をさらに明確化し、監督当局が、この条で既に規定されているものに加えて、「他の方法」を活用することができるとの期待を示すべきである。ソルベンシー II グループ監督の目的を支援するため、以下の方法も考慮すべきである。

- i) 第三国グループ及び EU サブグループ又は孤立会社からの連鎖リスクを制限することを目的とする方法
- ii) EU のサブグループ又は孤立会社の資本配分を維持し、資本の創出を防止することを目的とする方法
- iii) 連鎖リスクとグループ内の規制されていない会社の影響に特に焦点を当てて、世界的なグループ状況のレベルでリスクを評価することを目的とした方法
- iv) 関係する全ての監督者（EU 内及び／又は EU 以外）間の協力を確保し、少なくとも 1 つの監督当局がグループとその関連リスクの全体像を持ち、グループ間の協力のプロトコルを確立することを目的とする方法
- v) NCA（各国管轄当局）が必要と認めるその他の方法（これは、NCA に自分たちの経験を考え出す可能性を持たせるためである）。

また、監督当局は、上記で定義した 1 つ又は複数の方法を選択した根拠を明確に文書化することが望ましい。

欧州委員会は、EEA グループの全会社を包括する EEA 持株会社が存在しない場合には、EEA 持株会社の設立が「他の方法」として要求されることを示すために、第 262 条第 2 項を明確にすべきである。しかしながら、ソルベンシー II グループの監督の目的を達成するために監督当局が「他の方法」を適用する場合には、EEA 持株会社の設立を強制すべきではない。

## 政策課題 2：第三国に対する第 262 条の現行規定の適用において特定されたその他の課題

欧州委員会は、グループの第三国最終親会社の定義に関するソルベンシー II 指令第 213 条との原案作成の一貫性を改善し、より広い国際グループに属する EEA エンティティの適切な監督を確保するために「他の方法」を適用するのは EEA グループの監督者であることを明確にするために、ソルベンシー II 指令第 262 条第 2 項をさらに修正するよう努めるべきである。

## 3 | 指令 2002/87/EC 「FICOD」 との相互作用を含むグループソルベンシー（自己資本要件を含む）の計算方法を支配する規則

### 方法 1：グループソルベンシーの計算

#### 3. 1. 保険持株会社（IHC）、混合金融持株会社（MFHC）の取扱い

政策課題：グループソルベンシー、特に想定 SCR の計算目的のための IHC、MFHC の取扱を明確化する必要がある。

EIOPA は、金融活動を行う非規制会社に対する想定資本要件の規定と同様に、親及び中間 IHC 及び MFHC の双方に対して、第三国を含めた想定 SCR を明確に規定するよう規制枠組みを改正するよう勧告する。

想定 SCR は、委員会委任規則(EU)2015/35 第 336 条 (b)、第 330 条第 4 項(a) 及び第 372 条第 2 項(c) (ii)に掲げられた目的のために、IHC 又は MFHC が保険会社として取り扱われるべきことに基づいて計算される。IHC 又は MFHC が方法 2 に含まれている場合、グループソルベンシー計算上、想定 OF 及び SCR を計算する際に、保険会社として取り扱われる。

IHC 及び MFHC の想定 SCR は、指令 2009/138/EC の第 100 条から第 127 条までに従って計算されるべきである。

### 3. 2. ソルベンシー II 指令第 229 条—代替手法

#### 政策課題：第 229 条と代替手法

EIOPA は欧州委員会に対し、以下の 2 つの具体的なケースにおいて、指令第 229 条（グループソルベンシー計算からの除外）の適用の代替として、グループソルベンシー計算のための簡素化された計算を導入するよう勧告している。

(i) 委任規則レター a 及び b の第 335 条第 1 項に従ってソルベンシー II の計算を（再）保険会社に課すことが、運用上不可能である場合（例えば、この国の金利曲線がない）—課題 1

(ii) 比例性の理由により、小規模（再）保険会社、保険持株会社、混合金融持株会社及び付随的サービス会社に対する委任規則レター a 及び c の第 335 条第 1 項の適用が運用上の負担となり得る場合—課題 2

提案されている簡素化された計算は、自己資本に上限を設けた修正持分法の使用である。いかなる簡素化の使用も、グループ責任者の承認を必要とする。

#### 方法 2—グループ SCR の計算

### 3. 3. 方法 2 の範囲（排他的に又は方法 1 と併用する場合）

政策課題：方法（全ての方法で同じ範囲の会社）及び EEA 全体で一貫した取扱いを確保するため、方法 2 に含める会社の範囲及びその取扱いを明確にする必要がある。

EIOPA は、規制の枠組みは、方法（全ての方法で同じ範囲の会社）及び EEA 全体で一貫した取扱いを確保するために、方法 2 に含まれる会社の範囲及びその取扱いを明確にすべきであるとの見解を有する。

EIOPA は、ソルベンシー II 指令第 233 条は方法 2 が適用される会社を明確に特定すべきであり、委任規則はそのような会社に対する取扱いを明確に規定すべきであるという見解である。具体的には、次のとおりである。

(i) IHC 又は MFHC が方法 2 に含まれる場合には、IHC 又は MFHC が保険会社として取り扱われることを基礎として、想定 SCR 及び OF が計算されるべきである。

(ii) 他の金融部門の会社が方法 2 の範囲に含まれる場合、委任規則第 329 条は方法 1 と方法 2 の両方について有効であるべきである。

### 3. 4. 部分的内部モデル (PIM) と統合手法

EIOPA は、会社に関して部分的なグループレベルでの内部モデルの統合手法に関する規制要件を、以下の点を明確にすることにより、明確化することを提案している。

一般的に、委任規制第 239 条にあるリスクの統合手法をグループに翻訳するための準用アプローチはない。特に、モデルが会社に関して部分的である場合はそうである。このような場合、統合手法は殆どの場合に実行可能であるが、その妥当性の評価は以下の点を考慮すべきである。

(i) その有効性と方法 2 との類似性

(ii) 資本要件がモデル化された部分の資本要件に追加されているモデルの範囲から除外されている孤立会社の扱い。特に、孤立会社間の完全又は部分的な分散化の承認案には経済的認識がない可能性がある場合

グループレベルでの他の統合手法について、又は単独会社内の複数の主要な事業単位の場合には、第 239 条第 3 パラグラフからの代替的な統合手法について委任規則第 239 条第 4 項に規定されているように、特定の場合におけるこの技術の適切性を実証しなければならない。委任規則第 343 条第 5 項 (a) (iii) に類似している場合には、会社及びグループは、この手法が、結果として、SCR が、会社又はグループのリスク・プロファイルを適切に反映しているという、第 239 条第 5 項 (b) で要求される評価の一部としてグループがさらされる全体的なリスクを過小評価する結果とならないことを明確に示すべきである。これは、存在しない分散化効果（例えば、モデル化された部分とモデル化されていない部分の同じリスクの間）が認識されていないことを意味する。委任規則第 239 条第 2 項 及び第 3 項にいう技術については、単独の場合と異なり、分析に示された理由により推奨されないが、選択された場合には、特定の場合においてそれらがなお適切であることを確保するために、代替手法と同じ要件を満たさなければならない（委任規則第 239 条第 5 項）。

### 方法の組み合わせ：グループ SCR の計算

### 3. 5. 方法の組合せを使用する場合のグループ SCR 計算

**政策課題：リスクの二重計上や重大なリスクの省略がないことを保証する規制上の原則の必要性**

EIOPA は委任規則に、(i) リスクの二重計上がないこと、すなわち、連結部分以外への参加に係る株式リスクは、分散を認めずに単独 SCR を加えることでカバーされることが期待されること、(ii) 重要なリスクは無視されず、グループソルベンシーの計算において適切にカバーされること、を確保するための明確な原則を導入するよう勧告する。これは特に通貨リスクと市場集中リスクに関連する。

これらの原則を実施するために考慮されるアプローチは、委任規則第 328 条の調整又は委任規則第 335 条及び第 336 条の調整である。

### 3. 6. グループソルベンシー方法を組み合わせる場合の適用

EIOPA は欧州委員会に対し、ソルベンシー II の枠組みに示されているような方法 2 が、個別企業(排他的に又は方法 1 と組み合わせる場合)、すなわち会社毎に適用されることを明示的に述べるように勧告している。

また、第 220、227、234 条及び第 235 条を修正して、新しい用語を参照することが望ましい。

## 4 | グループの自己資本要件

### 4. 1. グループの自己資本要件

グループレベルでの自己資本項目の分類は、単独企業の基準に従うものとし、したがって、単独企業の枠組みの文言と解釈に依存する。それはまた、グループレベルで追加的な要件を満たさなければならない。EIOPA は欧州委員会に対し、自己資本項目のグループレベルでの分類に関する規制を明確にするよう勧告している。

#### 政策課題 1：委任規則第 330 条第 1 項(d) の適用

EIOPA は委任規則第 330 条第 1 項(d) の削除を勧告する。

そのような修正は、第 331 条から第 333 条までの規定（第 71 条、第 73 条及び第 77 条の要件を含む）が適用されない場合に、グループレベルで自己資本項目の全額が認識されなくなることを明確にし、確認する。また、第 331 条から第 333 条まで（第 71 条、第 73 条及び第 77 条の規定を含む）に準拠していない（手法 2 の下での）自己資本項目が、依然としてグループレベルで利用可能であると考えられることを回避する。

#### 政策課題 2：リサイタル 127 との関連で「負担の免除」を評価する方法を明確にする。

EIOPA は、清算の状況がある場合には自己資本項目の返済・償還の停止を規定することで十分であることを明確に示すために、リサイタル 127 の目的を示す原則を含むよう委任規則を改正することを勧告しており、EIOPA はグループの EEA（再）保険会社の清算の状況がある場合に限定することを提案している。

監督当局は、例外的な場合には、引き続き、当該項目の返済又は償還の停止を免除する可能性を有するべきである。

#### その他の問題

EIOPA は、委任規則第 331 条の小見出し／名称を、加入及び関連する（再）保険会社の両方を記載した同条第 3 項と整合するように改正することにより、委任規則第 331 条の名称を明確にすることを勧告する。

EIOPA はまた、委任規則第 332 条を明確にし、親第三国（再）保険会社への言及を含めることを勧告する。これは、関連する会社に言及しているだけでなく、第 331 条及び第 333 条との一貫した適用を確保するであろう。

### 4. 2. 自己資本の利用可能性評価

#### 政策課題 1—グループ SCR への単独拠出をカバーするための自己資本項目の包含（委任規則第 330 条第 5 項）

委任規則第 330 条第 5 項に基づく利用可能性評価に関する変更は提案されていない。

#### 政策課題 2—グループ SCR への拠出の計算式

EIOPA は、委任規則第 330 条に従った利用可能性評価の目的のために、グループ SCR への拠出の計算に考慮すべき会社の包含を明確にするよう勧告する。

### 政策課題 3：調整準備金の特定項目の利用可能性の評価、技術的準備金又は無リスク金利に関する経過措置の便益

金利に関する経過措置からの便益及び経過措置が、委任規則第 330 条第 3 項の意味において、利用不能な自己資本として想定されることを明確化する。

#### 4. 3. 少数株主持分

EIOPA は欧州委員会に対し、ソルベンシー II における少数株主持分項目の定義及びその計算において従うべきアプローチをさらに明確にするよう勧告する。

EIOPA は、会計からソルベンシー II への再評価を考慮に入れるため、ソルベンシー II の評価に基づいて計算することを推奨している。

## 5 | 最小連結グループ SCR (分散効果の水準への影響を含む) の計算を支配する規則

### 5. 1. 最小連結グループ SCR

#### 政策課題 1：最小連結グループ SCR に含まれる会社範囲の明確性と整合性の欠如

EIOPA は、グループソルベンシー計算に関するガイドラインのセットに含まれている EIOPA ガイドライン 21b) の内容を立法化すること、及び最小連結グループ SCR に含まれている会社の範囲の一部を、最小連結グループ SCR の現在値に、想定 SCR<sub>s</sub> の 35%に相当する IHC 及び MFHC の想定 MCR<sub>s</sub>を加えることによって、グループ SCR に含まれている会社の範囲に合わせることを勧告する。

#### 政策課題 2：最小連結グループ SCR の計算方法の変更

EIOPA は、最小連結グループ SCR の計算方法を変更しないよう勧告する。EIOPA は、最小連結グループ SCR がグループ SCR の前に破られた場合、カスケード構造の場合に懸念が生じる可能性があることを認識しているが、現在の計算方法には、自己資本の高すぎるレバレッジや単独及びグループレベルでの監督行動の調整から保護される多くの利点があるため、これを維持することが望ましい。

## 6 | ソルベンシー II 及び指令 2002/87/EC(FICOD) との相互作用及び他の金融セクター (OFS) で確認されたその他の問題

### 6. 1. 他の金融セクターの包含

EIOPA は欧州委員会に対し、関連するセクター別規則が実際にグループソルベンシーを計算する際にどのように考慮されるべきか、また、もしあれば他の適用可能な OFS 規則との相互作用について、十分な指針を提供するよう勧告する。具体的には、次のとおりである。

#### 政策課題 1：OFS における関連会社の包含

EIOPA は、使用される方法 (第 228 条に関して与えられた勧告で示唆されたように第 228 条が修正されない限り、FICOD の方法 1 又は方法 2、ソルベンシー II の方法 1 又は方法 2) に関わらず、第 329 条が適用されることを明確にするよう勧告している。

#### 政策課題 2：関連するソルベンシー II 階層への OFS 自己資本の配分

EIOPA は、実行可能であり、かつ自己資本項目がグループ自己資本に重大な影響を与える場合には、OFS 中の劣後債等のような、明確に特定された自己資本項目について、ハイレベルかつ明確に特定された場合にのみ、グループに対してソルベンシー II の関連階層への配分を要求することを勧告する。

### 政策課題 3 : OFS からの自己資本の利用可能性評価

EIOPA は、セクター別資本要件を超過している場合の関連する OFS 会社の自己資本項目は、グループ内の保険や保険会社に由来する損失を吸収するために自己資本項目を利用可能とすることが可能である限りにおいてのみ、グループソルベンシーを計算する際に考慮すべきであると勧告している。そのためには、他の金融セクターの監督当局との緊密な協力が必要である。

最低でも、セクター別の資本要件を超える以下の（網羅的ではない）自己資本項目は、デフォルトでグループソルベンシーには含まれないことが想定される。(i) 劣後債務、(ii) セクターの自己資本に含まれる繰延税金資産、(iii) 分配不能な準備金

### 政策課題 4 : OFS エンティティがグループを形成する場合、セクター別規則の対象となる自己資本及び資本要件の包含

EIOPA は欧州委員会に対し、委任規則第 329 条、第 335 条及び第 336 条において、OFS における関連会社がセクター別グループ監督の対象となるグループを形成する場合、セクター別規則に従って計算されるグループ自己資本及びグループ資本要件は、各会社の資本要件及び自己資本の合計ではなく、グループのソルベンシー計算に寄与すべきであることを明確にするよう勧告している。

### 政策課題 5 : 信用機関、投資会社、金融機関からの資本要件の算入

EIOPA は、Q&A1344 の回答をソルベンシー II 規則に含めるよう勧告している。この Q&A は、バッファー及びアドオンを含む、関連する信用機関、投資会社及び金融機関の同じ資本要件を、金融コングロマリットの補足的な自己資本の計算と同様にソルベンシー II の計算で使用する必要があることを明確にしている。

さらに、EIOPA は、他の金融セクターの規制枠組みの変更が既存のソルベンシー II の枠組みとの相互作用に影響を及ぼす可能性があることも認識している。他の金融セクターのソルベンシー要件に関する立法者によるいかなる改正も、既存のソルベンシー II の枠組みを有する他のセクターのための立法間の相互作用における意図しないスピルオーバーを回避することが重要である。

## 6. 2. ソルベンシー II 指令第 228 条の適用

EIOPA は、信用機関、投資会社又は金融機関である関連会社は、グループのソルベンシー計算にセクター別規則に従って含まれるべきであると考えます。この取扱いは、そのような参加を含めるために用いられる方法とは無関係であるべきです。

ソルベンシー II 指令第 228 条が加盟国間で国内法に異なる形で導入されてきており、その解釈が何年にもわたって議論されてきたことから、調和のとれた適用を得るためには、第 228 条に記す参加者の取扱いとその取扱いの結果が同一であることを確保することが重要である。



EIOPA はソルベンシー II 指令第 228 条を削除するよう勧告しているが、その結果、関連する信用機関、投資会社及び金融機関はソルベンシー II の方法 1 又は方法 2 を用いてのみ含めることができ、そのような取扱いは、そのような参加の調和された取扱いに帰着する。委任規則第 68 条第 3 項は、それに応じて改正されるべきである。

## 7 | ガバナンス要件—グループレベルでのガバナンス要件の適用に関連する不確実性又はギャップ

### 7. 1. ソルベンシー II 指令第 40 条（グループの AMSB の定義）の適用：ソルベンシー II 指令第 246 条の規定による準用

EIOPA は、ソルベンシー II 指令第 40 条が、上記の問題の解釈の範囲内で保険グループにも適用されることを確保するために、ソルベンシー II 指令を改正するよう勧告する。特に、親（再）保険の AMSB、又はグループの最上位にある IHC 又は MFHC が、グループの全ての要求事項の遵守に責任を負うことを明確にすべきである。水平的グループ（親会社が明確でない場合）の場合には、グループの別の会社又は特定の会社を指定する権限をグループ監督者に与えるべきである。

EIOPA は、ガバナンスシステムを定義するよう勧告している。グループレベルでのガバナンス原則の実施に関して確認された問題によれば、ソルベンシー II 指令第 246 条を修正して、グループレベルでの準拠した効率的なガバナンスシステムの構築方法を明確にする必要があると思われる。

## 4—まとめ

以上、今回のレポートでは、ソルベンシー II の 2020 年のレビューに関する CP のうちの、「グループ監督」に関する項目について報告した。

次回のこのシリーズのレポートでは、「マクロプルーデンス」の項目について報告する。

以 上